

○飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱

平成21年3月31日

飯塚市告示第66号

改正 H26-71、H30-59、R2-60

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則(平成18年飯塚市規則第120号。以下「規則」という。)第15条の規定に基づき、飯塚市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請の受付)

第2条 利用許可申請書は、利用しようとする日の6月前の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、休館日及び市の休日は、受付を行わない。

2 利用許可申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分(土曜日については、午後零時30分)までとする。

(H30-59一改)

(団体の登録)

第3条 男女共同参画推進を目的として市に登録できる団体は、次の要件を備えている団体とする。

- (1) 会則、予算その他必要なものを備え、組織運営されていること。
- (2) 男女共同参画推進を目的として、その目的に沿った活動計画を有すること。
- (3) 5名以上で構成され、かつ、構成員のうち市内居住者が半数以上含まれていること。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 市又は関係機関(市長が認める機関に限る。以下同じ。)が開催する男女共同参画推進に関する研修、会合等に参加していること。

2 登録しようとする団体は、団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、登録の承認を得なければならない。

- (1) 会則及び予算書
- (2) 活動計画書
- (3) 会員名簿
- (4) 市又は関係機関が開催する男女共同参画推進に関する研修、会合等に参加したことを証するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、団体を登録したときは、登録承認通知書により申請者に通知するものとする。

4 登録有効期間は、1年とする。

(準備室の利用)

第4条 登録団体は、男女共同参画推進を目的とする活動に準備室を利用することができるものとする。

2 準備室を利用しようとするときは、準備室利用申請簿に必要な事項を記載し、その都度、許可を受け、利用後に準備室利用申請簿に利用結果を記載しなければならない。

3 登録団体は、準備室に設置する事務機器を利用することができる。

4 事務機器を利用したときは、準備室事務機器利用報告書に利用の内容を記入し、使用料を添えて提出しなければならない。

5 事務機器の利用に伴う用紙は、登録団体が準備しなければならない。

(軽運動室の利用)

第5条 軽運動室で着用できる履物は、屋内専用の靴等(床を傷める履物を除く。)に限る。

2 軽運動室内に設置する個人ロッカー及びシャワー室の利用は、軽運動室を利用する場合に限るものとする。

3 個人ロッカー及びシャワー室の利用に伴う身のまわり品その他の管理については、利用者の責任において行うものとする。

(R2-60繰上)

(幼児室の利用)

第6条 幼児室の利用は、原則としてコミュニティセンター内で行う行事に伴う場合とし、センター又は飯塚市中央公民館施設の利用許可の時間内とする。

2 幼児室での託児は、原則として学齢前の幼児を対象とする。

3 託児を担当する者は、幼児室の利用方法について、センター職員の指示に従わなければならない。

(R2-60繰上)

(印刷機の利用)

第7条 印刷機の利用に要する費用は、次のとおりとする。なお、費用については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 製版代 1枚につき100円

(2) インク代 片面1枚につき1円

(H26-71一改、R2-60繰上)

(様式)

第8条 この告示の事務に用いる書類の様式は、別に定める。

(R2-60繰上)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(R2-60繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の廃止)

2 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱(平成18年飯塚市要綱)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、この告示による廃止前の飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月19日 告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年3月12日 告示第59号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月17日 告示第60号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。